

平成27年4月からの指定管理者制度導入に向けて「卸売市場」

～明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定(議案第60号)～

明石市公設地方卸売市場は、平成27年4月から指定管理者制度の導入を行うために、6月議会において条例の改正を上程します。

記

1 背景・経緯

卸売市場は、開場35年を経て、全国的な流通形態や生産構造の変化などにより、取扱高は最盛期の3分の1以下にまで減少しており、加えて老朽化に伴う施設整備の必要があることなどから、廃止も含めた検討が必要となりました。

このため、農産物流、漁業経済学、商学・流通機構の専門の学識経験者3人で構成する「明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会」を設置し、卸売市場の将来のあり方について6回にわたって開催、検討を重ねました。

その結果、公営を見直し、運営の合理化を図りながら、①明石の水産物、青果物といった強いブランド力、②それらの流通する産地市場であり、かつ、大阪、神戸に近い消費地市場であるという強みを生かした取り組みを行えば活性化を図ることができると結論づけられました。さらに活性化には、公的機関としての信用性を担保しつつ、民間の企画力を生かすことができる指定管理者制度が適した手法とされました。

報告書は本年2月に市長に報告され、市としての検討を行い、3月議会において平成27年4月に指定管理者制度を導入することをめざす旨の報告を行いました。

2 指定管理者制度導入のメリット

- (1) 民間活力の導入により、様々な新規事業の展開による市場の活性化が期待できます。
- (2) 市の財政負担を2000万円軽減。これまで市の一般会計から事務経費として4000万円を支出していましたが、指定管理者制度導入後は、効率的な運営を行ってもらうことで、市の一般会計の負担は、指定管理料として2000万円となる見込みであり、2000万円の負担軽減となります。
- (3) これまで11人の職員が卸売市場の運営に携わっていましたが、その職員を他部署に配属できるなど人的資源の有効活用が図れます。

3 改正の内容

(1) 指定管理者に係る規定の新設

市が指定管理者に管理運営を行わせることができることを規定するとともに、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、利用料金制に係る規定、その他指定管理者制度の導入に必要な規定の整備を図ります。

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

4 今後の予定

平成 26 年 7 月以降 選定委員会を開催

9 月 指定管理者募集

12 月 指定議案上程

平成 27 年 1 月 指定管理者と協定締結

4 月 指定管理者事業開始

5 卸売市場の概況及び現状

別添「明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会報告書」を参照